

柔道公認審判員 賠償責任保険 制度

『柔道公認審判員賠償責任保険制度の目的』

全柔連加盟 49 団体 (47 都道府県・全日本学生・全日本実業) 及び構成 2 団体 (全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟)、日本スポーツ協会スポーツ少年団、講道館、47 都道府県の連盟を構成する下部団体・組織が主催、主管または後援する全試合^(※)において、公認審判員が行う審判行為に起因して、試合参加者の身体に障害を負わせたり、財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することより被る損害に対して保険金を支払うことを目的とします。

※試合とは：団体の年間計画に基づいて毎年開催されるもので（記念大会は含まれる）、あらかじめ開催要綱が定められた公式な試合をいい、練習試合、親善試合、対抗戦等私的な試合を含みません。

補償額

1名／1億円
1事故／3億円
免責金額／1事故3万円

保険料

審判員1名につき
200円
(全柔連で負担)



事故例

絞め技の際に止めるタイミングが遅かったため、選手が脳に障害を負い身体の一部に麻痺が残った。副審の椅子を下げるタイミングが遅かったため、選手が椅子に接触し負傷した等。